

< 農地の相続等の届出のお願い >

農地の相続をうけたときは…

農地の相続をうけたんだけどどうしたらいい？

相続した農地の所在する市町村農業委員会に届出をお願いします。
(届出の用紙は別紙のとおりです。)



手続きは簡単です。

なお、農業委員会では、相続をうけた方が地元を離れていて、自分で管理できない場合などのご相談も受けます。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握して、農地の有効利用に努めます。

村上市農業委員会事務局

住 所 村上市岩船駅前56番地 (神林支所)

電 話 (直通) 0254-66-6120 fax 0254-66-6110

村上市役所 農業委員会村上事務所 TEL 0254-53-3369 (直通)

荒川支所 農業委員会荒川事務所 TEL 0254-62-3105 (直通)

朝日支所 農業委員会朝日事務所 TEL 0254-72-6883 (直通)

山北支所 農業委員会山北事務所 TEL 0254-77-3115 (直通)